

平成26年4月における介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

すべての事業所（相談支援事業所を除く）について、みだしの届出をつぎのとおり提出していただきます。

1 提出期限

平成26年4月15日（火）【期限当日の消印有効】

・平成26年5月1日適用の加算届も、4月15日（火）が締切になっております。

・提出期限を過ぎますと、6月以降の適用になりますのでご注意ください。

・〇印の加算は前年度に算定している場合でも、今回期限までに届出がないと4月以降は算定できませんので、特に注意してください。

2 提出先

〒460-8508（住所不要） 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課 指定事業係

3 提出書類

事業所ごとに、下表の該当する書類をご提出ください。

・様式はすべて改正されておりますので、ウェルネットなごやの加算のページから最新の様式をダウンロードしてください。

・各様式に記載されている注釈をよくお読みください。記載例もご参考願います。

サービス種別	介護居宅 ・宅 行動護 ・重 度 ・同 訪 行 間 援 介	療 養 介 護	生 活 介 護	短 期 入 所	重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	自 立 訓 練 （ 機 能 訓 練 ）	自 立 訓 練 （ 生 活 訓 練 ）	宿 泊 型 自 立 訓 練	就 労 移 行 支 援	就 労 継 続 支 援 （ A 型 ）	就 労 継 続 支 援 （ B 型 ）	型 （ 介 護 サ ー ビ ス 包 括 ）	共 同 生 活 援 助 サ ー ビ ス 利 用	施 設 入 所 支 援	
	必要書類														
共通	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1） ※適用する加算はすべて「あり」に○をつけること	◎（その1）	◎（その2）	◎（その3）	◎（その4）	◎（その4）	◎（その7）	◎（その7）	◎（その7）	◎（その8）	◎（その9）	◎（その9）	◎（その5）	◎（その5）	◎（その6）
	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	◎													
	※平成26年4月の勤務予定で作成すること		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	組織体制図（参考様式15）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	最新の運営規程	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
平均利用者数算定シート（別紙33）		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
平成25年度実績が必要な加算届	特定事業所加算に関する届出書（別紙3-1～3-4）	○													
	特定事業所加算（人材要件）の届出に係る計算シート（別紙3-1-2～3-4-2）	○ ←	加算Ⅲは提出不要												
	人員配置体制加算に関する届出書（療養介護）（別紙4）		○												
	人員配置体制加算に関する届出書（生活介護）（別紙5）			○											
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書（別紙10）			○			○	○	○	○	○				
	重度障害者支援体制加算に関する届出書（別紙12）													○	
	夜勤職員配置体制加算に関する届出書（別紙13）													○	
	共同生活援助に係る共同生活住居及び入居者の状況（別紙15）												◎	◎	
	通勤者生活支援加算に関する届出書（別紙19）								○				○	○	
	地域移行支援体制強化加算に関する届出書（別紙22）								○						
	就労移行支援体制加算に関する届出書（就労移行支援）（別紙25）									○					
	移行準備支援体制加算（Ⅰ）に関する届出書（別紙26）									○					
	就労移行支援体制加算に関する届出書（就労継続支援）（別紙27）										○	○			
目標工賃達成指導員配置加算に関する届出書（別紙29）											○				
目標工賃達成加算に関する届出書（別紙30）											○				
平均障害支援区分の算出（別紙31）			◎												
その他の加算	別紙6～9、11、14、16、17、20、21、23、24、28、32	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

◎・・・届出が必要な書類

○・・・当該加算を算定している場合は必要

△・・・①新規の算定又は変更する場合には必要

②平成25年度から継続して算定しており、内容に変更がない場合は提出不要。

※ 就業継続支援B型事業者の方には、工賃向上計画の提出について、愛知県障害福祉課から既に通知されています。